

定期監査指摘事項

監査対象機関名	企画課
監査実施年月日	令和3年5月21日(金)
監査の結果	措置の状況
<p>庁内オンライン会議等整備事業について</p> <p>・ 庁内オンライン会議等整備事業として、分散業務電話回線工事をNTT西日本と随意契約を締結し、設計金額を646,624円として起工伺いを作成している。事務決裁規程により、1件50万円以上130万円未満の工事請負の決定及び契約に関することは副村長の専決事項となっているが、決裁が参与までしかとられていない。当時は副村長不在であるため、代決として処理すべきである。</p>	<p>・ 今後は事務決裁規程に基づき適切に処理いたします。</p>

定期監査指摘事項

監査対象機関名	危機管理課
監査実施年月日	令和3年6月11日（金）、18日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>感染「0」マスク配布事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策として、村民へのマスクを配付しており、マスク詰めを行った人にマスク配布事業報償金として、報償金を支払いしている。財源として災害対策費の報償費に予備費を充当して対応しているが、報償費の支払いの起案に予備費を充当した旨が記載されていない。また、報償費は当初予算では無い節であるため、予備費充当の際に節を新設している。節を新設する際にはその旨の決裁をとるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予備費から充当した事業（起工）について、予備費を充当した旨が記載されていないことについては、今後、資料として充当書又は歳出予算整理簿を添付し、確認が取れるようにいたします。また、節を新設する際には、財務規則第9条第3項の規定に基づき、歳入歳出科目設定依頼書を予算担当課長に提出し、承認を受けることとしています。その後、予備費を充当する際に、村長までの決裁をとることとしております。節の新設の際に村長までの決裁を受けるかどうかについては、今後財務規則の見直しを含めて検討していきます。